

不当な差別に関する相談事例③ 〔交通〕
電動車いすが載せられないとして、タクシーに乗車拒否された。
相談者
身体障害（肢体不自由）のある当事者 A さん
相談の内容
<ul style="list-style-type: none"> • A さんの車いすはバッテリー着脱式の簡易電動で、折り畳みが可能。（重量は約 20kg 程度。） • 配車センターに、配車依頼の電話をした。しかし「当社は、電動車いすは一律お断りしている。折り畳み式であっても同様である。」と言われた。 • 「乗車拒否は差別解消法でも禁止されており、差別にあたる」と説明したが、「できないものはできない」との姿勢は変わらなかった。
相談者の主訴
<ul style="list-style-type: none"> • 車いすの形状も多様化している。今後、車いす利用者に対して「一律」乗車拒否をすることがないよう、改善してほしい。
センターの対応と結果
<ol style="list-style-type: none"> 1. タクシー会社の本社に問い合わせたところ、以下のような説明があった。 <ul style="list-style-type: none"> • ドライバーは、車いすの取扱い講習を必ず受けているが、ドライバーの高齢化により、20～30 kg の車いすをトランクに出し入れする作業は現実的に厳しい。 • 従業員の申合せとして「電動車いすは一律お断り」としていた。 2. 本社を訪問し、差別解消法の啓発とともに、合理的配慮の提供の努力義務について説明し、改善の提案をした。 3. 後日、本社から以下のような回答があった。 <ul style="list-style-type: none"> • 配車センターにおける「電動車いす一律お断り」は撤廃した。 • ドライバーには、「断らない」「対応が困難な場合は丁寧に説明し了解を得る」という通達を行った。 4. タクシー会社の検討結果を A さんに報告し、対応を終結とした。
センターからひとこと
<ul style="list-style-type: none"> • タクシーに限らず、電車、バスなどの交通機関にかかる相談が、車いすの方、視覚障害の方を中心に数多く寄せられています。 • 「移動」という観点からすれば、段差のある建物や点字ブロックのない道など、ハード面での社会的障壁は無数に存在しています。 • 障害があっても、障害のない方と同じように社会参加ができるよう、合理的配慮の提供や環境の整備が推進される必要があります。 • また、ハード面だけでなく、より多くの方が障害や障害特性を理解し、ちょっとした配慮をすることも、社会的障壁を取り除くための大切な要素です。